

経済産業大臣

武藤 容治 殿

小売電気事業認可会社に対する調査依頼要求書

今般、下記事由による小売電気事業認可会社の顧客に対する供給停止措置が行われた件に付き、他の家庭に於いても同様の事態が散在している可能性が非常に高いことから、速やかな当該認可事業会社への立入調査及び是正指導を行って頂くと共に、現代の生活インフラに於いて電気は日常生活の様々な場面に直結したエネルギー源のため、その重要な事業認可を受けた企業の資質を疑う現状業務という内容であれば、是正勧告措置 及び 明らかに怠惰性が見受けられる顧客への対応業務に付いては、電気事業法第49条を根拠とした事業認可取消措置を実施して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(1) 上記要望に至った具体的理由及び経緯

当認可事業会社との通電契約を交わしていた顧客に於いて、生活保護受給者である顧客からの前持った申し出により、

①2025年5月請求分の未納分であった料金を生活保護支給日である8月1日に各自に振込む旨を確約する申し出

②当該顧客に於ける過去の料金支払履歴に於いて、電話確約に於ける状況が全て期日通りに完全履行されている事

③料金支払窓口担当者からの

「北海道電力株式会社ではその期日まで待てないであろう」旨の返答

「7月15日位までなら待てる」までの曖昧な対応

然るに上記③の返答に於いて当該顧客が当認可事業会社に不信感を募らせ、結果、他の電力会社に速やかに移行手続きした経緯

（２）下記項目に於いて調査を実施を要求

- ①当窓口担当者の顧客への返答に関して上職の指示又は承認を受けたか否か
また社内に於ける供給停止という重大な決断に於いて、
承認体系の存否（担当者の一存で判断しているのかどうか）
- ②直接の電気供給元である北海道電力株式会社に対して、当該顧客よりの
申し出内容を仰いだ上の結論か否か
- ③他にも同様のケースで「供給停止」を行っている現実が存するか否か

（注）

あくまでも民間企業の利潤追求を否定すべく要求ではないことと、
「料金支払い延滞による供給停止という広義な範囲」を否定すべくものでない
ことをご理解願います。

（３）当事者情報

＊小売電気事業認可企業

電気事業認可番号 T5430001021815
北海道札幌市東区北7条東2丁目1番1号
北海道ガス株式会社

＊当案件顧客

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23 ノースタウンハウス222
高桑 広仁

＊証拠物としての添付書面

供給停止のお知らせ・・・1部

令和7年8月1日

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3 ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：011-788-5132

FAX ： 011-788-5132